

新型コロナウイルス感染症等に関するQ & A

令和2年4月14日

山形県長寿社会政策課

**Q 1 仮に、介護保険施設の職員が感染した場合、そのことにより、不当な差別を受け
る恐れがある。メンタルケアの相談窓口を設けられないか。**

A 1 感染された方とその御家族や職場、医療従事者などの関係者に対する差別や偏見、いじめなどは断じて許されるものではない。

県では、感染を公表する記者会見の際、良識ある行動をとるよう知事から直接呼びかけをしているところである。

さらに、介護職員が何でも気軽に相談できる相談窓口である「介護職員相談窓口」を山形県社会福祉協議会内に設置し、産業カウンセラーや社会福祉士等による相談対応や、内容によっては、弁護士、社会保険労務士、心理カウンセラーによる専門家相談を実施している。

今般の新型コロナウイルス感染症に係る相談についても、この相談窓口にお気軽に相談いただきたい。

【介護職員相談窓口】

専用電話 023-628-3178（毎日9:00～17:00 土日・祝日・年末年始を除く）

メール相談 kaigosoudan@ymgt-shakyo.or.jp（毎日24時間受付）

**Q 2 仮に、介護保険施設の職員が感染した場合、マスコミの取材対応について、心理
的なものも含めて施設の負担が過大なものとなる恐れがある。施設での感染が判明
した場合、報道各社に対し、施設への取材の自粛、県取材への一本化などをお願い
したい。**

A 2 県では、新型コロナウイルスへの感染者についての記者会見を行う際、施設・医療機関等への取材についてご遠慮いただくよう、発表の都度、お願いしているところであり、今後とも、引き続き、マスコミ各社に求めていく。

Q 3 実際に施設職員に感染者が発生した場合、適切に対応できるかとの不安である。施設で感染者が発生した場合への事態への対応方法等について、わかりやすくお示しいただきたい。

A 3 感染者の行動範囲や発生の規模等によって、その対応は異なってくるため、一概には言えない面もあるが、発生時には、概ね次のとおりの対応が行われる。

なお、詳細については、「社会福祉施設等における感染防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡、介護保険最新情報Vol.808）を参照のこと。

（大まかな流れ）

- ① PCR検査で陽性が判明
- ② 検査結果の本人への告知及び感染症指定医療機関に入院
- ③ 本人及び保健所から職場（例えば介護保険施設等）への連絡
- ④ 濃厚接触者を特定するため、保健所による本人及び職場への聞き取り調査
- ⑤ 保健所による濃厚接触者及びPCR検査対象者（濃厚接触者として特定されなくともPCR検査を行う場合あり）の確定
 - 濃厚接触者 → PCR検査の結果が陽性の場合には、上記②と同様に入院
 - PCR検査の結果が陰性の場合には、感染者と最後に接触した日から2週間の健康観察（自宅待機）
 - ※ 濃厚接触者が職員の場合には自宅等で待機するが、入所者の場合には施設の個室等で対応
 - それ以外 → 通常生活
- ⑥ 保健所の指示の下で施設内消毒

（施設側対応の基本）

職員が感染者した場合には、直ちに保健所から何らかの連絡が入ることになるので、施設側が、何をすべきかについては、原則として、すべて保健所の指示を仰ぎながら、実施することになる。

感染者が判明した直後には、保健所による感染者の行動範囲（職務内容、他の職員・入所者等との接触状況等）の聞き取りや消毒の指示等が行われるので、施設側においてはこれに協力すること。

また、これまでの事例では、同一事業所において実施している通所系サービス、ショートステイの新規受入れ等については、直ちに休止している。（入所は継続。）

(施設の使用方法の検討)

施設内での感染拡大の恐れがある場合には、施設内のゾーニング（安全な部分と感染の恐れのある部分の完全分離）を行い、感染可能性の低い入所者と感染可能性の高い入所者に区分して、その後の入所者処遇を行うことになる場合も想定される。

この場合、それぞれどの程度のスペースをどのように確保するかは、保健所の指示に従うこととなる。

(濃厚接触者である入所者への対応)

通常、濃厚接触者は、自宅待機等となるが、施設入所者については、施設内の個室等での対応となる。この場合、職員は、使い捨て手袋、マスクを着用し、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル等を着用することとなるが、仮に、濃厚接触者を処遇するうえでの衛生用品が不足する場合には、県で対応する予定としている。

処遇の手順等の詳細については、介護保険最新情報Vol. 808参照のこと。

Q 4 やむを得ず欠勤した職員に対する給与の補償や欠勤者の代わりに出勤した職員への支援について検討をお願いしたい。

A 4 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国の雇用調整助成金が拡充され9/10まで助成されることとなっており、是非、御活用願いたい（問い合わせ先は、山形労働局、各ハローワーク）。

なお、4月7日に公表された国の補正予算案においては、社会福祉施設等で働く介護職員等が新型コロナウイルスの感染等により出勤が困難となり、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣し、サービスを維持する場合への支援が織り込まれており、詳細が判明次第、速やかに各事業所へ御連絡したい。

Q 5 既に緩和されている人員基準に加えて、入浴・清拭の回数などの運営基準の弾力化、感染症対策に係る介護報酬等について検討をお願いしたい。

A 5 入浴・清拭の回数等についても、入所者の生活の質に配慮しながら、弾力的な運用が可能である。なお、具体的な取扱いについて、疑義がある場合には、個別にお問い合わせ願いたい。

また、介護報酬の改定については、要望内容を国に伝えていきたい。

Q 6 感染拡大防止対策としてデイサービス、ショートステイなどのサービス休止となった場合、利用者やその家族に対する影響を最小限とするため、施設間での協力体制について御検討をお願いしたい。

A 6 デイサービスやショートステイを休止する場合であっても、利用者の不利益とならないようにすることが重要である。このため、ケアマネジャーが新たなケアプラン策定の参考となるよう休業事業所の一覧を作成し、市町村を通じて各居宅介護支援事業所と情報共有を図っているところである。

御質問の各施設間の連携した体制づくりについては、関係団体とも協議していきたいと考えている。

なお、4月7日に公表された国の補正予算案においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から休業要請を受けた通所介護サービス事業者等に対して、代替サービスの提供や他事業所との連携に要する経費を支援することが織り込まれており、詳細が判明次第、速やかに各事業所へ御連絡したい。

Q 7 デイサービス、ショートステイなどのサービスを休止した場合の事業所の経営支援策について検討をお願いしたい。(名古屋市では、デイサービスの休業要請に伴う損失について、補償を行う方針が示されている。)

A 7 名古屋市の事例は、市内の介護事業所でクラスターが発生し、2つの行政区内のすべてのデイサービス事業所に対し、一律に休業を要請し、その後、その補償を行う方針が示されたものであるが、本県においては、まだ、このような休業要請は行っていない。

休業要請に対する補償は、他産業も含めた社会全体の重要な問題でもあり、本県も加盟する全国知事会において、まずもって緊急事態宣言の対象地域を皮切りに、中止・休止に伴う営業損失の補償などの対策を4月8日付けで国に対し緊急提言しているところである。

なお、デイサービス（通所）を休止し、訪問型に切り替えた場合や、指定を受けている事業所以外でサービスを提供した場合などであっても、デイサービスとしての介護報酬を算定できる等の特例が示されている。

また、独立行政法人福祉医療機構における3,000万円までの無利子融資制度（社会福祉法人等）、県の「新型コロナウイルスに関する特別金融相談窓口」や国のセーフティ

ネット保証5号の全産業への適用などの対応も講じられているため、必要に応じ、個別に県に相談いただきたい。

Q8 マスク、アルコール消毒液、使い捨て手袋等の衛生用品の供給について、御配慮をお願いします。

A8 県が備蓄する衛生用品については、医療機関に優先して配分している。

介護関係事業所については、現在、国が買い上げた医療用マスク及び県が購入するエタノール消毒液を各事業所の不足状況等に応じて配分しているところである。

なかでも、医療用マスクについては、各事業所から出された要望数に対し、僅かな量しか国から配分されていない。今後も定期的な配分が見込まれるとの情報もあるが、引き続き、配分量の確保を国に求めている。

また、国が配付する布製マスクは、4月10日までに、各事業所の従業員分、入所施設においては入所者分、居宅介護支援事業所においては利用者分が配付される予定である。届かない場合などについては、4月11日以降、「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」(0120-829-178)あてお問い合わせ願いたい。

さらに、国が配付する布製マスクとは別に、県独自に布製マスクを配付することとしており、追って御連絡する。

併せて、他の衛生用品についても、通常の販売ルートでは調達できない状況であるので、国に対し、確保を要望していく。